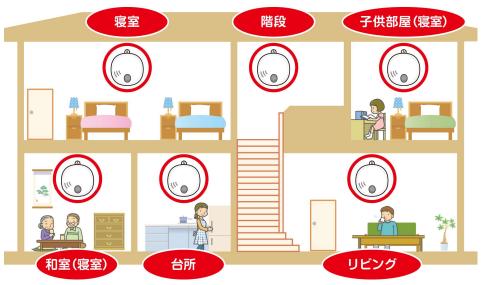
# 住宅用火災警報器は設置されていますか



## 東京都は2004年10月1日(平成16年)から火災予防条例により設置が義務化されています

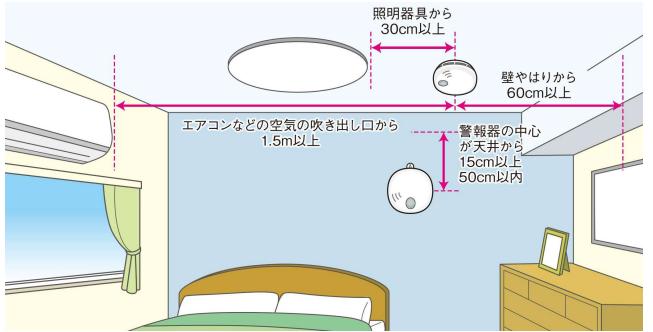


### <設置場所>

## ●東京都の場合

居室・リビング・子供部屋・寝室・階段・台所 などに設置が必要です

※自動火災報知設備が設置されている部屋や 浴室・トイレ・洗面所・納戸などは含まれません



#### <設置位置>

- ●壁と天井のどちらにも設置できます
- ※エアコンや照明から離して取り付けてください
- ※天井と壁の境目は煙が届きにくいため適切ではありませんので、図のように離して取り付けます

Copyright HOCHIKI Corporation. All Rights Reserved.

# 住宅用火災警報器は設置後約10年で交換されていますか



長年設置していると、電池切れや内部の電子部品の劣化、ホコリ等による防虫網の目詰まりにより 火災が発生した際に**正常に作動しない恐れ**がございます **設置後約10年が経過していたら、** 本体ごと交換することをおすすめします



### ●かんたん壁掛け

#### 住宅用火災警報器は壁にかんたんに設置できます。



付属のネジを途中までねじ込み、引掛 フックを引っ掛けます。



途中までねじ込んだネジを締め込めば 取り付け完了です。

地域の防災のために住宅用火災警報器 の共同購入をおすすめしております 販売価格については弊社代理店まで お問合せください

#### お問合せ先

藤倉電気工業株式会社

〒171-0022

東京都豊島区南池袋2-6-13

TEL: 03-3988-3411

FAX: 03-3988-3429